

東御市保育料について（R6.4～）

※3歳児以上は、保育料無料となります。

市民税	階層	定義（課税状況）		3歳未満児	
				短時間保育	標準時間保育
生保	1	生活保護世帯		0	0
所得割なし	2	非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
	3		2階層を除く世帯	0	0
	4	均等割のみ世帯	ひとり親世帯等	*2,750	*3,120
	5		4階層を除く世帯	*6,000	*6,750
所得割額	6	48,600 未満	ひとり親世帯等	*3,620	*4,000
	7		6階層を除く世帯	*7,750	*8,500
	8	48,600 以上 63,000 未満		*10,000	*10,750
	9	63,000 以上 79,000 未満		21,000	22,500
	10	79,000 以上 97,000 未満		26,000	27,500
	11	97,000 以上 119,000 未満		32,000	33,500
	12	119,000 以上 144,000 未満		35,000	36,500
	13	144,000 以上 169,000 未満		41,000	42,500
	14	169,000 以上 219,000 未満		47,000	48,500
	15	219,000 以上 265,000 未満		53,000	54,500
	16	265,000 以上 301,000 未満		56,000	57,500
	17	301,000 以上 397,000 未満		60,000	61,500
	18	397,000 以上		63,000	64,500

*太字:今回半額となった部分

※ 両親とも市民税が非課税の場合、同居している方の収入を含めて保育料を算定します。

※ 表中の税額を計算する場合には、次の控除は適用しません。（控除前の税額によります）

・配当控除 ・外国税控除額 ・住宅取得(特別)控除 ・寄附金控除

※ 児童の年齢区分は、年度途中で入園した場合でも4月1日現在の年齢によります。

保育料算定の特例

◇ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等で保育料の軽減を希望する方は、添付書類を提出してください。

該当者	希望する時の添付書類	軽減時の額、及び割合
児童扶養手当を受給している 母子・父子世帯	・児童扶養手当証書の写し	8、9 階層→3 歳未満児は 9,000 円 10 階層以上→各階層の 1/2
在宅障がい児(者)のいる世帯 ・「在宅障がい児(者)」とは、次のいずれかに該当する方で…身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者	・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者は、それぞれ証明されたものの写し	8、9 階層→3 歳未満児は 9,000 円 10 階層以上→軽減なし（ただし、園児本人が障がい児の場合は、各階層の 1/2）
その他、市長が特に必要と認めた者 （罹災世帯など）	・保育料減免申請書 ・減免対象になることを証明する書類	世帯状況に応じて決定

保育料の階層が9階層以下の上記のひとり親世帯等の特例に該当する世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子以降は無料になります。

※ 保育料の軽減に該当する世帯であっても添付書類がない場合、保育料は軽減されません。

また、添付書類は年度ごとに必要です。年度途中で軽減を希望した場合は、申請した翌月から軽減となります。

◇多子世帯の特例

生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第3子以降の保育料は無料になります。

保育料の階層が8階層以下の世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第1子の保育料が1／2になります（基準額表の額は軽減後の金額）。また、第2子の保育料が無料になります。

保育料の階層が9階層以上の世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子の保育料が1／2になります。※太字:今回軽減部分